

教社第 795 号
令和 4 年 3 月 28 日

中級認定事業主催者各位

静岡県教育委員会社会教育課長

静岡県青少年指導者級別認定事業における認定基準の特例措置について（通知）

新型コロナウイルス感染症拡大による活動等の自粛に伴う特例措置として、令和 3 年度に引き続き、令和 4 年度静岡県青少年指導者中級認定事業の認定基準を一部緩和します。

については、下記のとおり御対応をお願いします。

記

1 概要

- ・認定基準の必要時間数を概ね 1 割程度緩和する。
- ・基準の緩和は中級認定に限り、令和 4 年度認定事業のみ適用する。
- ・令和 4 年度の事業として申請のあった中級認定事業の全てに適用する。

| 要綱 3 (2) | 現行基準 | 緩和後 |
|----------|-----------------------|----------------|
| ア | 初級認定者で <u>35 時間以上</u> | <u>32 時間以上</u> |
| イ | 新規で <u>60 時間超</u> | <u>54 時間以上</u> |
| ウ | 新規で合計 <u>60 時間超</u> ※ | <u>54 時間以上</u> |

※複数年度で中級の研修時間を修了する場合は、要綱のとおりとする。

2 理由

- ・宿泊の自粛や活動日数の短縮等により、各事業主催者の年間活動日数が減少することが見込まれる。
- ・本県の青少年指導者の継続的な育成と確保を図る。

3 その他

令和 4 年度の事業申請後、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、計画していた事業に変更が生じた場合は、事業終了後の「実施報告書」にその旨を記入し、御提出ください。

担当 青少年指導班
電話 054-221-3312